外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第３項の規定により登録を申請します。

外務員	（ふりがな） 氏名		
	生年月日		
	役員又は使用人の別	１　役員　　２　使用人	
外務員の職務を行ったことの有無及び期間		１　有	２　無
	自	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称	
	至		

（注意事項）
［１～４　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（有価証券等仲介業務に関する禁止行為） **第百十一条**　その締結の媒介を行う特定金融サービス契約が特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（第一号において単に「特定金融サービス契約」という。）である場合における準用金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～十一　略］ 十二　金融サービス仲介業者又はその役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、当該金融サービス仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別の情報（外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為（次に掲げる場合において行うものを除く。）又は親法人等若しくは子法人等から取得した当該特別の情報（当該親法人等又は子法人等が当該顧客（二(1)から(4)までのいずれかに該当する者に限る。）の求めに応じて当該特別の情報の当該金融サービス仲介業者又はその	（有価証券等仲介業務に関する禁止行為） **第百十一条**　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　［同上］

外務員の登録を受けたいので、金融商品取引法第64条第３項の規定により登録を申請します。

外務員	ふりがな 氏名		性別 生年月日	１　男　２　女 年　月　日
	役員又は使用人の別	１　役員　２　使用人		
外務員の職務を行ったことの有無及び期間		１　有		２　無
	自	所属していた金融商品取引業者、登録金融機関若しくは金融商品仲介業者又は金融サービス仲介業者の名称		
	至			

（注意事項）
［１～４　同左］